登録簿

届出番号	92 － 1 －19	開始年月日	令和5年02月13日	変更年月日	
局コード	3	局名	総務局	部コード	92	部名	4支庁
課コード	1	課名	総務課				
同一の事務を所管する課							

保有個人情報を取り扱う事務の名称	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準じた措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの
保有個人情報を取り扱う事務の目的	生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては(一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて)その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
保有個人情報の対象者の範囲	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人

保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活等	その他
	☑ 個人番号 ☑ 識別番号 ☑ 氏名 ☑ 国籍 ☐ 本籍 ☑ 年齢 ☑ 生年月日 ☑ 性別 ☑ 住所 ☑ 電話番号 ☐ 電子メールアドレス	☑ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☑ 家族状況 ☑ 親族関係 ☑ 婚姻	☑ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☑ 学歴 ☑ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報＊ ☑ 財産 ☑ 収入 ☑ 納税状況 ☑ 公的扶助 ☐ 趣味	☑ 口座情報 ☑ その他＊

保有個人情報の処理形態	☐ 電磁的記録以外　☑ 電磁的記録　☑ オンライン結合
保有個人情報の主な収集先	☑ 本人 ☑ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等　☐ 他の都の機関等　☑ 他の官公庁　☐ 民間・私人　☐ その他＊
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先	☑ 無　☐ 有 ☐ 都の当該機関内等　☐ 目的外利用　☐ 法69条 1項 ☐ 他の都の機関等　☐ 目的外提供　☐ 法69条 2項 1号 ☐ 他の官公庁　☐ 法69条 2項 2号 ☐ 民間・私人　☐ 法69条 2項 3号 ☐ その他＊　☐ 法69条 2項 4号
外部委託・指定管理者による代行の有無	委託 ☑ 無 ☐ 有＊　再委託 ☑ 無 ☐ 有＊ 代行 ☑ 無 ☐ 有＊
備考 （＊を付した項目について具体的内容等を記載）	その他の記録項目：現在のところに住み始めた時、就職その他により収入を得て生活を維持するためにどんなことをしたか、保護を申請する理由等 収集先：町村、住民基本台帳ネットワークシステム
事務を廃止した場合	廃止年月日：　文書保存期限：